

奈良県流域下水道条例施行規則をここに公布する。

平成二十四年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第九号

奈良県流域下水道条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県流域下水道条例(昭和四十八年十二月奈良県条例第十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのない排水施設又は処理施設)

第二条 条例第四条第三号の規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する排水施設及び処理施設(これらの施設を補完する施設を含む。)とする。

- 一 排水管その他の下水が飛散し、及び人が立ち入るおそれのない構造のもの
 - 二 人が立ち入ることが予定される部分を有する場合には、当該部分を流下する下水の上流端における水質が次に掲げる基準に適合するもの
 - ア 下水道法施行令(昭和三十四年政令第四百四十七号)第六条に規定する基準
 - イ 大腸菌が検出されないこと。
 - ウ 濁度が二度以下であること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、周辺の土地利用の状況、当該施設に係る下水の水質その他の状況からみて、生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれがないと認められるもの
- 2 前項第二号イ及びウに規定する基準は、下水道法施行規則(昭和四十二年建設省令第三十七号)第四条の三第二項に規定する国土交通大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。